

選挙運動 Q&A



Q 1 選挙運動は誰でもできるのか。

A 1 選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような者は禁止されます。

- ①選挙事務関係者、選挙権・被選挙権を停止されている者、特定の公務員
- ②一般職の国家・地方公務員は次のとおりです。

種 別	選挙運動	地位利用※ ²
特別職の公務員（町長など）	○	×
一般職に属する国家公務員	×	×
	（勤務場所に限らず不可）	
一般職に属する地方公務員（町職員など）	△	×
	※ ¹ （勤務地の町村区域内以外の町村の区域では差支えない）	
町の非常勤職員（嘱託員など）	△	×
	※ ¹ （上に同じ）	
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

※¹一般職の地方公務員（非常勤職員を含む。）は、選挙運動のための機械的労務を行うことは認められている。

※²「地位を利用した選挙運動」とは…

公務員等がその地位にあるため特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して行う選挙運動。

Q 2 個別訪問とはどのようなものか。

A 2 候補者または運動員が連続して選挙人の家を訪ねて、投票を得るため依頼する行為であり、禁止されている。ただし、一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上を訪問する目的をもって行った場合は個別訪問となる。また、個人演説会の開催について、各戸を回って周知することも、個別訪問の禁止に抵触するため禁止されている。

Q 4 選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものがよいか。

A 4 まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものをいう。

Q 3 個々面接とはどのようなものか。

A 3 選挙運動期間中、道路上や、電車やバスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていない。

Q 5 飲食物の提供とはどういうことか。

A 5 「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされているが、何人も選挙運動に関し、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することはできない。

「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！政治家の寄附を求めない！受け取らない！

町選挙管理委員会（総務課内） ☎ 282-1111



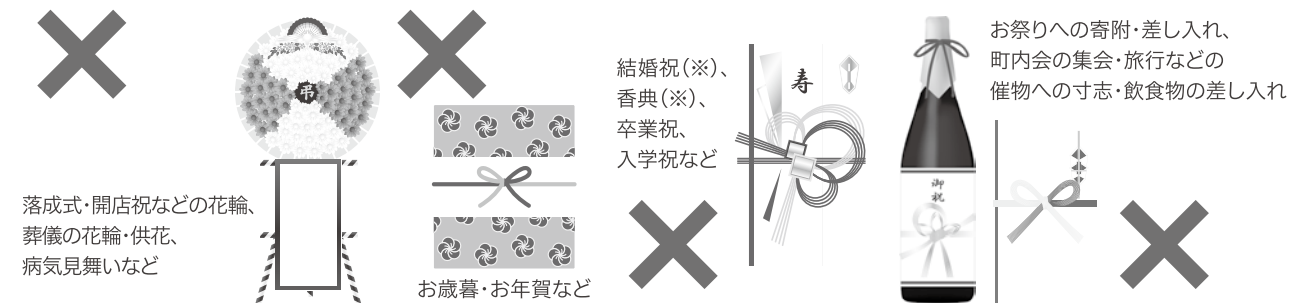
政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止！

公平公正な選挙について皆さまにご理解いただきたいのは、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人一人が寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

- ① 政治家の寄附の禁止**
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止**
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関する寄附をすると処罰されます。
- ④ 政治家の後援団体の寄附の禁止**
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすること、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

（なるべく選挙「寄附の禁止」）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。